
家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

別冊

2020年7月7日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

第一版

目次

別冊 1. 給付要件にあてはまらないが給付の対象となる 可能性のある方（例外）	P.3
別冊 2. 給付に必要な書類が準備出来ない場合	P.21

別冊 1. 給付要件にあてはまらないが給付の対象となる可能性のある方（例外）

売上の減少を確認するにあたって、原則（【原則 2-2-1. 給付の対象となる方（一般）】）にあてはまらない方でも、以下にあてはまる方は、給付の対象となる場合があります。ただし、原則の要件にあてはまる申請に比べて、**確認に時間がかかる**ことがあります。また、売上を確認するために添付する書類【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】が原則の場合の書類と異なります。

別冊 1-1. 例外①

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 1/4 ページ

この例外について

2019 年の売上を確認するために添付する書類として、2019 年分の確定申告書類の控えを提出できない方において、2019 年分の確定申告書類のかわりに、以下の書類を添付していただきます。

※ 2019 年分の確定申告書を税務署に提出されている方は、【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-2. 入力内容】にしたがって、申請を行ってください。

- 2019 年分の確定申告の義務が無いなどで、2019 年分の確定申告書類を提出できない方は、2019 年の年間事業収入として、住民税の申告書の「収入金額等」の事業欄に記載されている額を、申請にもちいることができます。
- 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいてまだ確定申告を完了していない、住民税の申告期限が猶予されているなどの理由により、2019 年分の確定申告や 2019 年分の住民税の申告を行っていない方は、2018 年分の確定申告や 2018 年分の住民税の申告書に記載されている額を、申請にもちいることができます。

別冊 1-1. 例外①

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 2/4 ページ

売上情報に関し必要な書類（2019 年分の住民税の申告書類を添付される方）

この例外を利用する場合、以下の書類を添付してください。

各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG をお願いします。

- (1) 2019 年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）[図別冊 1-1_1 市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類]
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (1) (2) にかえて
- (2) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (4) に同じ

※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】などが必要です。

売上情報に関し必要な書類（2018 年分の確定申告書類等を添付される方）

この例外を利用する場合、以下の書類を添付してください。

各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG をお願いします。

- (1) 2018 年分の確定申告書第一表の控え（1 枚）
- (2) 月別売上の記入のある 2018 年分の所得税青色申告決算書の控え（両面）
- (3) 受信通知（1 枚）
（e-Tax にて申告をおこなっている場合のみ）
- (4) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
（注意事項について、原則【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】に同じ）

- ※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 1-1. 例外①

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 3/4 ページ

売上情報に関し必要な書類（2018 年分の住民税の申告書類を添付される方）

2018 年分の住民税の申告書類を添付される場合、以下の書類を添付してください。

各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG をお願いします。

- (1) 2018 年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）

【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (1) (2) に代えて

- (2) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など

【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (4) に同じ

※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 1-2. 例外②

新規開業特例 1/6 ページ

新規開業特例について

- 月別売上（収入）金額の記載のある青色申告決算書を添付される方（月次の売上がわかる方）

2020 年の申請にもちいる売上が減った月・期間の最初の月に対応する 2019 年の同じ月から、2019 年 12 月 31 日までの間に開業した方については、2020 年の申請にもちいる売上が減った月・期間と同じ 2019 年の月・期間の売上が確認できず、売上の減少率を把握できないため、2019 年の開業日から 2019 年 12 月 31 日までの間の平均売上を、申請にもちいることができます。

- それ以外の方（月次の売上がわからない方）

それ以外の方で、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に開業された方についても、2019 年の開業日から 2019 年 12 月 31 日までの間の月平均の売上を、申請にもちいることができます。

別冊 1-2. 例外②

新規開業特例 2/6 ページ

(例)2019年10月に開業 6月の売上を申請にもちいる場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	80

2019年の売上合計・180万円
月平均の売上・60万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	40	35	20	—	—	—	—	—	—

月間売上20万円
2019年の平均売上に比べて50%以上減った

50%以上減っているかの算出例

2019年の売上平均×0.5(50%) = 30万円

2020年の6月の売上 = 20万円

2020年 20万円 < 2019年 30万円

図別冊 1-2_1 新規開業特例を活用した売上要件の確認①

別冊 1-2. 例外②

新規開業特例 3/6 ページ

(例)2019年10月に開業 5月から7月の売上を申請にもちいる場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	50	80

2019年の月平均の売上：60万円
3か月分売上：180万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	40	50	40	30	—	—	—	—	—

3か月売上120万円
2019年に比べて30%以上減った

30%以上減っているかの算出例

2019年の月の売上平均×3(3か月分)×0.7(70%) = 126万円

2020年の5月から7月の売上合計 = 120万円

2020年 120万円 < 2019年 126万円

図別冊 1-2_2 新規開業特例を活用した売上要件の確認②

別冊 1-2. 例外②

新規開業特例 4/6 ページ

売上情報に関し必要な書類

新規開業特例を利用する場合、以下の書類を添付してください。

各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG でお願ひします。

- (1) 売上が減った月・期間と比較する 2019 年分の確定申告書類の控え (※1)
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (1) (2) (3) に同じ
- (2) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (4) に同じ
- (3) 以下の開業日などを示す書類のうち、いずれか一つ
 - 個人事業の開業・廃業等届出書 (※2) [図別冊 1-2_3]
 - 事業開始等申告書 (※3) [図別冊 1-2_4]
 - 開業日、所在地、代表者、業種、開業日、書類提出日の記載がある書類 (※4)

※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】などが必要です。

※1 確定申告書第一表に記載されているマイナンバー（個人番号）は黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。

※2 個人事業の開業・廃業等届出書を添付する場合、以下をご確認ください。

- ① 税務署受付印が押印されていること。
- ② 「開業・廃業等日」欄において、開業日が 2019 年 12 月 31 日以前であり、かつ当該届出書の提出日が 2020 年 4 月 1 日以前であること。

※3 事業開始等申告書を添付する場合、以下をご確認ください。

- ① 開業日（開始日）が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であること。
- ② 受付印などが押印されていること。

※4 開業日が2019年12月31日以前であることをご確認ください。なお、この書類をもちいる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

別冊 1-2. 例外②

新規開業特例 6/6 ページ

事業開始等申告書のイメージ

事業開始等申告書 (個人事業税)

		新(変更後)	旧(変更前)
所在地	電話	()	電話 ()
	番号		
<small>事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。</small>			
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
氏名			
※注	開始・廃止・変更等年月日	年 月 日	事由等 開始・廃止・※法人設立 その他 ()
所在地	法人名称		
日	年 月 日 (既設・予定)	電話番号	
<small>第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。</small>			
		年 月 日	
氏名			印
都税事務所長 支 庁 長 殿			

備考
この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合

都・個

受付印

受付印が
押印されていること

開始・廃業・変更等の年
月日に記載した開始日が
2019年12月31日以前で
あること

年 月 日

申告日が2020年4月1日
以前であること

図別冊 1-2_4 事業開始等申告書

別冊 1-3. 例外③

事業承継特例（事業承継を受けた方） 1/3 ページ

事業承継特例について

2020年1月1日から4月1日までの間に事業承継したため、売上の要件にあてはまらない方は、前年の同じ月・期間について、前事業者の承継前の売上を申請にもちいることができます。

また、売上が減った月または連続する3か月の最初の月に対応する2019年の同じ月から、2019年12月31日までの間に事業承継した方は、新規開業特例【別冊 1-2. 例外②】の利用をご検討ください。

売上情報に関し必要な書類

事業承継特例を利用する場合、以下の書類を添付してください。

- (1) 申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類の控え
(※1)
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (1) (2) (3) に同じ
- (2) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】 (4) に同じ
- (3) 個人事業の開業・廃業等届出書(※2)[図別冊 1-3_1]

※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 1-3. 例外③

事業承継特例（事業承継を受けた方） 2/3 ページ

- ※1 事業の承継を行った方の名簿によるもの。また、確定申告書第一表に記載されているマイナンバー（個人番号）は黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。

- ※2 個人事業の開業・廃業届出書を添付する場合、以下をご確認ください。
 - ① 2019 年分の確定申告書類の控えに、記載の住所・氏名からの事業の引継ぎがおこなわれていることが明記されていること。
 - ② 申請日が開業日から 1 か月以内であること。
 - ③ 「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。
 - ④ 「開業・廃業等日」欄において、開業日が 2020 年 1 月 1 日から 2020 年 4 月 1 日までの間とされていること。
 - ⑤ 提出日が開業日から 1 か月以内であり、税務署受付印が押印されていること。

別冊 1-4. 例外④

罹災（りさい）特例（罹災の影響を受けた方） 1/2 ページ

罹災特例について

災害の影響を受けて、本来よりも 2019 年の売上などが減っており、2018 年または 2019 年に発行された罹災証明書などをもつ方は、申請にもちいる売上が減った月・期間と罹災した年の前年の同じ月・期間の売上を申請にもちいることが可能です。

売上情報に関し必要な書類

罹災特例を利用する場合、以下の書類を添付してください。

- (1) 罹災証明書などを受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え（※1）
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】（1）（2）（3）に同じ
- (2) 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
【原則 3-4. 売上情報/3-4-3. 添付書類】（4）に同じ
- (3) 罹災証明書など（ただし発行年は、2018 年または 2019 年のものに限り） [図別冊 1-4_1 罹災証明書など]

※ これらに加えて、別途、賃貸借契約に関する書類【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】が必要です。

※1 確定申告書第一表に記載されているマイナンバー（個人番号）は黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。

別冊 1-4. 例外④

罹災（りさい）特例（罹災の影響を受けた方） 2/2 ページ

罹災証明書などのイメージ

整理番号	
罹災証明申請書	
令和 年 月 日	
〇〇区長 あて	
申請者	
住所：	
氏名：	
電話番号：	
<small>※電話番号は、区間の連絡先をご記入ください。</small>	
証明書の使用目的	
証明書の提出先と必要枚数	枚
	枚
	枚
	合計 枚
罹災の内容 (具体的にお書きください。)	
※備考	
<small>※は記入しないで下さい。</small>	
<small>なお、区の他の部署から求めがあった場合、上記災害等に係る個人情報を提供することについて、予め同意します。</small>	
係員	所長

日付は2018年または
2019年発行のもの

※ 罹災(りさい)証明書の名称は、各自治体により異なる場合があります。

図別冊 1-4_1 罹災証明書など

別冊 2. 給付に必要な書類が準備出来ない場合

賃貸借契約ではない契約によって土地または建物を使用・収益している場合や、申請に必要な書類がない場合であっても、以下に該当する場合には、例外として申請をおこなうことができます。

ただし、例外の申請内容の確認には時間を要する場合があります。

また、賃貸借契約関係を確認するために添付する書類【原則 3-5.賃貸借契約情報/3-5-3.添付書類】が、原則の場合と異なります。

なお、以下の例外は、組み合わせて利用することも可能です。

別冊 2-1. 例外①

賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人（かしぬし）の名義が異なる場合

現在の賃貸人（かしぬし）が、賃貸借契約書に記載の賃貸人（かしぬし）などの名義と異なる場合の例外です。以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の契約書の写し
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ
- (2) 賃貸借契約等証明書（申請受付開始時まで様式を公表予定）
- (3) 直前 3 か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-2. 例外②

申請者が賃貸借契約書の賃借人（かりぬし）等の名義と異なる場合

申請者の名義が、賃貸借契約書に記載の賃借人（かりぬし）などの名義と異なる場合の例外です。以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の契約書の写し
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ
- (2) 賃貸借契約等証明書（申請受付開始時までに様式を公表予定）
- (3) 直前 3 か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-3. 例外③

2020年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合

申請の対象となる賃貸借契約は、2020年3月31日と申請日の両方において有効であることが必要ですが、**契約を更新し、延長している場合**など、**契約が有効であることが、元の契約書を見てもわからない場合**の例外です。以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の契約書の写し
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ
- (2) 以下のいずれかひとつ
 - 2020年3月31日および申請日時点にて有効な賃貸借関係が存在することがわかる書類（例：更新覚書など）
 - 賃貸借契約等証明書（申請受付開始時までに様式を公表予定）
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-4. 例外④

2020年3月31日から申請日までの間に、引越しなどにより、新たな契約を締結した場合

2020年3月31日から申請日までの間に、**引越し**をおこなうなど、**以前の契約を終了して新たな契約を締結した場合**の例外です。

以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 2020年3月31日時点で有効であった「賃貸借契約などを証明する書類」の写し
(例：引越し前の賃貸借契約書)
- (2) 申請日時点で有効な「賃貸借契約などを証明する書類」の写し
(例：引越し後の新たな賃貸借契約書)
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-5. 例外⑤

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体等によるガイドラインがある場合 1/2 ページ

以下の2つに該当する場合の例外です。

- 賃貸借ではない形態によって、土地または建物を自らの事業のために使用・収益し、そのための対価を金銭で支払う契約などを行っている。 (※1)
- 業界団体等によるガイドラインがある。 (※2)

以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係等を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類（契約書、使用許可証など）の写し
- (2) (1) が、業界団体等によるガイドラインにのっとっていることを宣誓した書類 (※3)
- (3) 直前3か月間の対価の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に類する

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-5. 例外⑤

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体等によるガイドラインがある場合 2/2 ページ

※1 その土地または建物を他人に転貸（又貸し）している場合など、**賃貸借契約であっても給付額の算定の対象に含むことができないものは、この例外によっても同様に、算定の対象に含むことはできません。**

▶詳細：原則 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約

※2 業界団体等が作成・提出し、事務局が給付業務において、賃料の算定の基礎の確認などに用いるガイドラインです。提出されたガイドラインは順次、事務局のホームページで公表していきます。

公表済みのガイドラインの内容や、今後のガイドラインの作成予定などは、それぞれの業界団体等にお問い合わせください。

業界団体等の方で、ガイドラインの作成を検討される方は、別途、経済産業省の家賃支援給付金のホームページをご覧ください。

※3 対象のガイドラインに指定されている形式で、書類を作成してください。

別冊 2-6. 例外⑥

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体等によるガイドラインもない場合

以下の2つに該当する場合の例外です。

- 賃貸借ではない形態によって、土地または建物を自らの事業のために使用・収益し（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）、そのための対価を金銭で支払う契約などを行っている。（※1）
- 業界団体等によるガイドラインがない。（※2）

以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係等を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類（契約書、使用許可証など）の
- (2) (1) が、賃貸借契約に相当する契約であることを説明する書類
- (3) 直前3か月間の対価の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に類する

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

※1 その土地または建物を他人に転貸（又貸し）している場合など、賃貸借契約であっても給付額の算定の対象に含むことができないものは、この例外によっても同様に、算定の対象に含むことはできません。

▶詳細：原則 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約

※2 業界団体等が作成・提出し、事務局が給付業務において、賃料の算定の基礎の確認などに用いるガイドラインです。提出されたガイドラインは順次、事務局のホームページで公表していきます。

公表済みのガイドラインの内容や、今後のガイドラインの作成予定などは、それぞれの業界団体等にお問い合わせください。

業界団体等の方で、ガイドラインの作成を検討される方は、別途、経済産業省の家賃支援給付金のホームページをご覧ください。

別冊 2-7. 例外⑦

契約書が存在しない場合

契約書が存在しない場合に対する例外です。

以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約等証明書（申請受付開始時までに様式を公表予定）
- (2) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類
【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-8. 例外⑧

申請日の 3 か月前までの期間に、賃貸人（かしぬし）から賃料の支払いの免除などを受けている場合 1/2 ページ

申請には、申請前の 3 か月間、賃料などを支払っている実績が必要ですが、賃貸人（かしぬし）から賃料などの支払いの免除または猶予を受けている場合や、支払いを滞納している場合でも、給付が受けられる例外です。

ただし、この例外による場合は、**最低でも申請日から 1 か月以内にひと月分は賃料を支払っていることが必要**となります。

以下の書類を添付してください。

賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

(1) 賃貸借契約書の写し

【原則 3-5. 賃貸借契約情報/3-5-3. 添付書類】に同じ

(2) 以下のいずれかひとつ (※1)

- 申請日から最低 1 か月以内にひと月分の賃料を支払ったことを確認できる銀行通帳の写し、銀行取引明細書（振込明細書）、賃貸人（かしぬし）からの領収書
- 所定の様式による賃料を支払っている旨の証明書（申請受付開始時に公表予定）

(3) 以下のいずれかひとつ

- 申請日の 3 か月前までの期間に、賃料の支払いの免除もしくは猶予をうけていたことを証明する書類
- 支払免除等証明書（申請受付開始時に公表予定）

※ これらに加えて、別途、売上に関する書類【原則 3-4. 売上情報/原則 3-4-3. 添付書類】などが必要です。

別冊 2-8. 例外⑧

申請日の3か月前までの期間に、賃貸人（かしぬし）から賃料の支払いの免除などを受けている場合 2/2 ページ

※1

- 電子通帳や当座口座などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳などの画面などの画像を添付してください。
- 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。
- 口座名義人・振込先・振込日付・振込金額がわかるようにスキャンまたは撮影してください。

通帳の表紙



口座名義人・振込先がわかるようにすること

通帳の記帳面

年月日	適用	お支払い	お預り	差引残高
1 19-04-01	振替			*12,391,212
2 19-04-05	振込	*100,000		*12,291,212
3 19-04-07	現金	*78,000		*12,213,212
4 19-04-10		*99,762		*12,113,450
5 19-04-18	振替	*20,000		*12,093,450
6 19-04-20	振込	100,000		*11,993,450
7 19-04-21		200,000		*11,793,450
8 19-04-27	振込	101,130	不動産	*11,692,320
9 19-05-01				*11,692,320
1 19-05-02	振替			*11,692,320

支払い日、支払い金額に加え口座名義人、振り込み先にも印をつけること

電子通帳 画面コピー

入出金明細照会

<口座情報>

銀行	三菱UFJモディファイ	科目	種別
支店	シンジユク	口座名	OOOOOO

出金合計	100,000円	取引残高	31,920,000円
入金合計	400,000円	取引後残高	32,120,000円

<明細情報(普通/当座/貯蓄)>
総件数3(1-3件表示)

取引日	出金金額	入金金額	取引区分	依頼人/契約番号	詳細表示
19/4/27	100,000		現金	不動産	詳細
19/5/1		50,000	現金		詳細

図別冊 2-8_1 賃料などを支払ったことを証明する書類